

平成17年 5 月 9 日

1. 出席議員

|      |     |     |
|------|-----|-----|
| 1 番  | 徳 村 | 博 紀 |
| 2 番  | 伊 東 | 茂   |
| 3 番  | 福 井 | 正   |
| 4 番  | 水 頭 | 喜 弘 |
| 5 番  | 橋 爪 | 敏   |
| 6 番  | 山 口 | 瑞 枝 |
| 7 番  | 中 村 | 雄一郎 |
| 8 番  | 橋 川 | 宏 彰 |
| 9 番  | 森 田 | 峰 敏 |
| 10 番 | 北 原 | 慎 也 |
| 11 番 | 寺 山 | 富 子 |

|      |     |     |
|------|-----|-----|
| 12 番 | 岩 吉 | 泰 彦 |
| 13 番 | 井 手 | 常 道 |
| 14 番 | 青 木 | 幸 平 |
| 15 番 | 中 村 | 清   |
| 16 番 | 谷 口 | 良 隆 |
| 17 番 | 中 島 | 邦 保 |
| 18 番 | 吉 田 | 正 明 |
| 19 番 | 谷 川 | 清 太 |
| 20 番 | 松 尾 | 征 子 |
| 21 番 | 中 西 | 裕 司 |
| 22 番 | 小 池 | 幸 照 |

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 事 務 局 長 | 田 中 | 義 明 |
| 局 長 補 佐 | 坂 本 | 芳 正 |
| 管 理 係 長 | 迎   | 英 昭 |

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

|                 |   |       |   |     |   |
|-----------------|---|-------|---|-----|---|
| 市               | 長 | 桑     | 原 | 允   | 彦 |
| 助               | 役 | 出     | 村 | 素   | 明 |
| 総 務 部           | 長 | 唐     | 島 |     | 稔 |
| 市 民 部           | 長 | 坂     | 本 | 博   | 昭 |
| 産 業 部           | 長 | 山     | 本 | 克   | 樹 |
| 企 画 課           | 長 | 北     | 村 | 建   | 治 |
| 総 務 課           | 長 | 北     | 村 | 和   | 博 |
| 財 政 課           | 長 | 藤     | 田 | 洋 一 | 郎 |
| 市 民 課 長 兼       |   | 中     | 村 | 和   | 典 |
| 選挙管理委員会事務局長     |   |       |   |     |   |
| 税 務 課           | 長 | 北 御 門 |   | 敏   | 則 |
| 福祉事務所           | 長 | 迎     |   | 和   | 泉 |
| 保険健康課           | 長 | 井     | 手 | 讓   | 二 |
| 農 林 水 産 課       | 長 | 平     | 石 | 和   | 弘 |
| 商 工 観 光 課       | 長 | 福     | 岡 | 俊   | 剛 |
| 都 市 建 設 課       | 長 | 中     | 川 |     | 宏 |
| 環 境 下 水 道 課     | 長 | 藤     | 家 | 敏   | 昭 |
| まちなみ活性課         | 長 | 松     | 浦 |     | 勉 |
| 建設環境部調整室        | 長 | 栗     | 林 | 雅   | 彦 |
| 水 道 課           | 長 | 井     | 手 | 清   | 治 |
| 収 入 役 職 務 代 理 者 |   | 森     |   | 久   | 幸 |
| 会 計 課           | 長 |       |   |     |   |
| 教 育             | 長 | 小 野 原 |   | 利   | 幸 |
| 教育次長兼庶務課        | 長 | 中     | 橋 | 孝 司 | 郎 |
| 生涯学習課長兼中央公民館    | 長 | 中     | 村 | 博   | 之 |
| 同 和 対 策 課 長 兼   |   | 谷     | 口 | 秀   | 男 |
| 生涯学習課参事         |   |       |   |     |   |
| 農業委員会事務局        | 長 | 一 ノ 瀬 |   | 健   | 二 |
| 監 査 委 員 事 務 局   | 長 | 安     | 富 | 弘   | 信 |
| 監 査 委 員         |   | 江     | 口 |     | 徹 |

---

## 平成17年 5 月 9 日（月）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- |       |                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                                               |
| 日程第 2 | 会期の決定                                                    |
| 日程第 3 | 議案の一括上程（市長の提案理由説明）                                       |
| 日程第 4 | 議案第25号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決）         |
| 日程第 5 | 議案第26号 専決処分事項の承認について（平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第 5 号））（質疑、討論、採決） |
| 日程第 6 | 常任委員の選任                                                  |
| 日程第 7 | 議会運営委員の選任                                                |
| 日程第 8 | 閉会中継続調査申出                                                |
- 

### 午前10時22分 開会

#### ○議長（小池幸照君）

おはようございます。開会に先立ちまして、職員の紹介をお願いします。

去る 4 月 1 日付の人事異動によりまして、部課長級の異動がっておりますので、鹿島市議会先例申し合わせに従い、出村助役から御紹介をお願いいたします。出村助役。

#### ○助役（出村素明君）

おはようございます。先ほど議長の方からありますように、4 月 1 日付で人事異動の発令がっております。私の方から部課長の異動について紹介をさせていただきます。

まず、産業部長、山本克樹です。（「山本でございます。お世話になります。よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

次に、総務課長、北村和博でございます。（「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

次に、市民課長兼選挙管理委員会事務局長、中村和典でございます。（「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

次に、福祉事務所長、迎和泉でございます。（「どうぞよろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

次に、農林水産課長、平石和弘でございます。（「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

次に、教育次長兼庶務課長、中橋孝司郎でございます。（「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

以上、紹介を終わります。（拍手）

午前10時25分 開議

○議長（小池幸照君）

ただいまから平成17年鹿島市議会 5 月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小池幸照君）

まず、日程第 1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に11番寺山富子君、12番岩吉泰彦君、13番井手常道君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 2．会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元の会期日程（案）のとおり、本日 1 日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は 1 日と決定をいたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（田中義明君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の 5 月臨時会に市長から議案 2 件の提出がありました。議案番号及び議案名は、お手元に配付いたしております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成16年度に係る平成16年度 1 月分、2 月分の出納検査結果に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしております。

次に、去る 3 月の定例会において可決しました意見書第 1 号 最低賃金の改善を求める意見書、意見書第 2 号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・充実を求める意見書、意見書第 3 号 I L O 第 175号条約及び I L O 第 111号条約の早期批准を求める意見書及び意見書第 4 号 地域経済の活性化等を求める意見書は、3 月25日付で関係機関あてに送付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 3．議案の一括上程であります。

議案第25号から議案第26号までの2議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

おはようございます。本日、ここに平成17年5月市議会臨時会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございますが、今回の市議会臨時会に提案いたします議案は、専決処分の承認2件でございます。それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第25号 専決処分事項（鹿島市税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

専決処分いたしました鹿島市税条例の一部を改正する条例につきましては、去る3月末に地方税法の一部を改正する法律が可決・成立し、4月1日から施行されたことに伴い、条例の改正が必要となったものでございます。

改正の主な内容といたしましては、長期避難指示に係る被災住宅用地に対する特例措置の期間延長、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税課税特例の期間延長でございます。

次に、議案第26号 専決処分事項（平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第5号））の承認について申し上げます。

専決処分いたしました補正予算（第5号）は、予算の総額に25,583千円を追加し、補正後の総額を12,259,137千円といたしましたものでございます。

歳入では、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税などの主要一般財源の確定と市債発行額の確定による財源調整を行っております。

これらの歳入確定に伴い、これまで財源不足を想定し取り崩しを予定しておりました財政調整基金からの繰入額を50,000千円減額するとともに、のごみふれあい楽習館改修事業に充てておりました公共施設建設基金からの繰入額を20,000千円減額いたしましたものでございます。

歳出では、後年度の公共施設の整備改修に備えるため、公共施設建設基金への積み立てを行い、今後とも計画的で健全な財政運営に努めるものでございます。

なお、平成16年度におきましては、今回の補正による財源調整によりまして、財政調整基金からの繰入額と同基金への積立額が同額となり、結果的に取り崩しを全額中止することができました。また、新たに公共施設建設基金に25,000千円を積み増した結果、基金全体でも前年度より増加いたしております。

以上、議案の概要につきまして御説明いたしました但、詳細につきましては、御審議の際、担当部長、または課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（小池幸照君）**

お諮りいたします。議案第25号から議案第26号までの2議案は、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第25号から議案第26号までの2議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案第25号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．議案第25号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

議案第25号 専決処分事項の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をしたので、議会の承認を求めます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴うものでございます。

それでは、議案説明資料の1ページをお開きください。

改正の要点のみ申し上げます。

第63条の3第2項、長期避難指示による被災住宅用地に対する特例措置の期間を、これまでの2年から3年に延長する改正でございます。この長期避難指示と申しますのは、現在は福岡西方沖地震で災害に遭われました玄界島がこれに該当しているんじゃないかなというふうに思っております。また、「本項」を「この項」に改めるものでございます。

第74条の2は、第63条の3第2項の改正内容と同じ改正でございます。また、「本号」を「この号」に改めるものでございます。

2ページをお願いします。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の期間を平成21年度まで延長する改正でございます。

附則第10条の3、阪神・淡路大震災による被害家屋のかわりに取得した家屋の課税の特例、地方税法施行規則の改正に伴う引用条項の改正及び期間の延長の改正でございます。

3ページをお願いします。

附則第15条、特別土地保有税の読みかえ規定について、地方税法の改正に伴い、附則の削除が行われたことによる引用条項の削除の改正でございます。

附則第15条の2、特別土地保有税の課税の特例について、前条と同様、地方税法の改正に伴い、附則が削除されたことによる削除と項ずれの改正でございます。

附則第16条の4は、昨年の条例改正に伴う附則第18条の引用条項の削除をするものでございます。

4ページをお願いします。

附則第20条、特定中小企業発行の株式の譲渡損失の繰越控除等の特例を、その株式の取引対象期間を平成19年3月31日まで延長する改正でございます。

なお、今回の改正で直接負担を伴うようなものはございません。

以上で説明を終わりますが、御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第25号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第25号は提案のとおり承認されました。

#### 日程第5 議案第26号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5. 議案第26号 専決処分事項の承認について（平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第5号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

議案第26号 専決処分事項の承認について御説明を申し上げます。

別冊の平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）で御説明いたします。

この補正予算（第5号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、3月31日付で市長の専決処分により予算の補正をいたしましたものでございます。

今回の補正は、歳入では地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税のうち特別交付税などにつきまして、譲与額や交付額の確定に伴い増額計上し、これら歳入一般財源の増加に伴い繰入金を減額いたしております。また、市債は、起債許可額が最終確定したことなどから、増減調整しながら、総額では増額といたしております。

歳出では、後年度の財政負担に備え、公共施設建設基金への積み立てを行うため、総務費を増額いたしております。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,583千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12,259,137千円といたしております。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額は、2ページから5ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、地方債の変更は、6ページの「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

2ページから5ページまでの説明は省略いたします。

6ページをごらんください。

第2表 地方債補正につきましては、変更分として4事業を掲げておりまして、広域営農団地農道整備事業から都市公園整備事業までの3事業につきましては、財源対策債の県内配分額が増加したことによる起債許可額の確定による増額で、小学校大規模改造事業につきましては、起債対象事業費の確定に伴う減額でございます。

それでは、補正の内容につきまして、一般会計補正予算（第5号）説明書に基づき御説明を申し上げます。

7ページと8ページの説明は省略いたします。

9ページをごらんください。

歳入でございますが、自動車重量譲与税につきましては、譲与額の確定に伴い21,339千円を増額いたしております。

10ページをごらんください。

地方道路譲与税につきましても、譲与額の確定により1,933千円増額計上いたしております。

11ページの利子割交付金は、こちらも交付額の確定により4,361千円増額いたしておりますが、今日の低金利の状況から、交付額はピーク時の2割弱と大変低い水準となっております。

12ページをごらんください。

このページの配当割交付金と次のページの株式等譲渡所得割交付金につきましては、平成16年度から地方税法改正に伴い新たに創設されたものでございまして、交付額の確定によりまして、それぞれ増額いたしております。

14ページをごらんください。

地方消費税交付金につきましては、これも確定により33,636千円を増額いたしておりますが、景気低迷により市民税などが落ち込む中、こちらは堅調に推移いたしております。

15ページの自動車取得税交付金も、交付額の確定によりまして14,150千円を増額計上いたしております。

16ページをごらんください。

地方交付税は、このうちの特別交付税につきまして14,089千円を増額いたしております。特別交付税につきましては、地震、風水害、雪害等の自然災害のほか、当該地方公共団体の特別な財政需要に基づき交付されるもので、今年度は特に台風、地震などの需要額が過去最大となっており、また市町村合併関係経費も多額に上っております。そのような中で、当市の交付額は、去る3月16日交付決定を受け、前年実績対比で9.9%の大幅減の814,089千円となっております。

17ページの交通安全対策特別交付金につきましては、これも交付額の確定により1,350千円を増額いたしております。

18ページをごらんください。

基金繰入金は、このうち公共施設建設基金につきましては、12月補正で、のぐみふれあい楽習館の改修費に充てる予定といたしておりましたが、この取り崩しを中止し、一般財源といたしております。また、財政調整基金につきましては、当初予算における収支不足から380,000千円を取り崩すことといたしておりましたが、3月補正時点でこれを190,000千円とし、今回の補正で140,000千円まで圧縮いたしております。これによりまして、9月補正で同基金への積み立てを140,000千円実施いたしておりますことから、実質的な財政調整基金の取り崩しを全額中止することができました。

19ページの市債でございますが、6ページで御説明いたしましたとおり、起債許可額の確定、あるいは事業費の確定に伴い増減調整いたしております。

20ページをごらんください。

次に、歳出でございますが、財産管理費につきましては25,000千円を増額いたしております。これは、後年度の公共施設の整備改修に備えるため、公共施設建設基金への積み立てをいたすものでございます。

21ページから24ページまでは、市債の確定による調整及び公共施設建設基金の取り崩し中止による財源の組み替えでございます。

25ページをごらんください。

予備費につきましては、調整により583千円を増額いたしております。

26ページの地方債の現在高調書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、この専決処分事項につきまして御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（小池幸照君）**

質疑に入ります。20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

非常に簡単ですので、自席から発言します。

ただいま説明をいただきました、12、13ページの配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金

についてですが、これは平成16年地方税制が改正になっての初めての歳入だと思いますが、具体的にどういう基準で入ってくるのか。これは条例改正のとき説明があっていたと思いますが、私の勉強不足で申しわけありません。御説明をいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

松尾議員の御質問にお答えしたいと思います。

配当割交付金、それから株式等譲渡所得割交付金につきましては、これは税制改正といたしましては、平成15年度の税制改正になりますが、16年度から該当になっているということでございます。新たにできたものでございまして、交付のやり方といたしましては、佐賀県内での配当割で生まれた収入、それから株式等の譲渡をされて生まれた収入につきまして、それを各市町村の利子割交付金（15ページで訂正）の交付額によって案分していくというものになっております。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

2点ほどお聞きをしたいと思います。

一つは、この補正予算（第5号）が、16年度について、もう最終的な調整の計画になるのかどうかをまずお聞きしておきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

中西議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

この補正第5号につきましては、予算の補正といたしましては最終ということで、今回御提案申し上げております。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

そういう前提のもとで、ちょっとお聞きをしておきたいと思いますが、地方道路の譲与税という問題がございます。

今回、鹿島市におきましてもバイパスが開通をして、その後、国道なり県道なりの道路の評価といたしますか、あれは何と言えがいいんですかね、市道への降格といたしますかね、そういう問題もあつたろうかと思いますが、まず、それが正式にどのような形で決まっているのか。決まっていないのか。また、決まった場合は、恐らく地方交付税なり何がしかの形で、

多分歳入の多少の増が考えられるというふうに私は理解をしているんですが、その件についての事情について、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

中西議員の御質問にお答えいたします。

207号の市道移管につきましては、まだ正式に決まっておりません。今、県と協議中というところです。

以上です。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

バイパスについて、まだ検討中、交渉中ということであれば、その後の、例えば、浜停車場線についても同じようなことが言えるかなと。まだそこまで協議のテーブルに着いていないということが言えるのではないかなと。ただ、今回の都市計画道路の県の部分、あるいは国の部分の完成に基づいて、やはり市の方に移管されると考えればいいわけですかね。道路が市の管理に移管されると。そのためには歳入として、何がしかの形で鹿島市の方に歳入が見込めるんじゃないかなと思いますが、その協議が終わった後、どのような形で歳入という形で出てくるのか。金額その他については、まだそこまで協議は行っていないと思いますが、一般的にどのような形になるのか、お聞きをします。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

中西議員の2回目の御質問にお答えいたしたいと思います。

地方道路譲与税に限ってでよろしゅうございますか。（「よろしゅうございます」と呼ぶ者あり）

地方道路譲与税につきまして、これはどういうふうに市の方に配分されるかと申しますと、市道の延長を半分、それから面積の半分という形で交付されます。ですから、確かに市道の延長がふえて面積がふえれば、その分、地方道路譲与税もふえていくというような形になると思います。

それから、もう一つ、私の方から訂正をよろしゅうございますでしょうか。先ほど松尾議員の方からの御質問で、配分の割合を私が利子割交付金と申し上げましたが、間違っておりました。申しわけございません。個人県民税の3年間の平均で交付という形になります。結果的に、利子割交付金もそういうことで交付されているわけですがけれども、言い方といたし

ましては、個人県民税の3年間の平均で交付されていくということで、訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

先ほど議長、ちょっと注意してほしいんですが、質問をしている途中に、例えば、ほかの人の質問のことを中身を言われると、非常に混乱しますので、できれば終わった後に改めて訂正していただければと。たまにそういうことがありますので、執行部の方にもそういうふうをお願いをしたいというふうに思います。

わかりました。先ほどの件で、市道がふえれば地方に交付され、歳入という形で出てくると。金額その他については、まだ未定という考え方でよろしゅうございますね。

もう一つなんですが、これが最後の調整といいますか、結果だというようにおっしゃいますので、この歳入のところで、例えば、たばこの消費税の問題が、最終的な金が上がっていないというような気がするんですが、たばこ消費税について、どのような形で、今回はもうそういうのをせんでよかったのかどうか、その点をちょっとお聞きしておきます。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

中西議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

確かに市のたばこ税につきましては、もう3月31日で確定をいたしております。ただ、補正、こういう専決を行う場合の私どもの考え方といたしまして、譲与税とか交付金、県からの交付金、それから国からの譲与税、それから特別交付税、このあたり。それとあわせまして地方債。この地方債につきましては、許可額を受けるためには予算の議決額と合わせなければならないというようなことでございまして、財政課といたしましては、この交付税、譲与税、交付金、それから地方債、これに絞って予算を組むというようなことで、考えとしていたしてきておりましたので、今回につきましては、市町村たばこ税につきましては補正をいたしておりません。

ちょっと私の手元で確認を、今、2月末の見込みといたしまして、ほぼ市町村たばこ税は予算をクリアしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

今後、市長言われるように、財政の問題では、やはり歳入ということでかなりいろんなと

ころから出てくると思います。特にたばこ消費税については、やはり地方税としての大きな役割もあろうかと思しますので、明細については後ほどお聞きをしたいと思ひます。前年度に比べて、ことはどうだったかというようなことも引き続き、これは今じゃなくて結構でございしますので、後ほど私が聞きにまいりたいと思ひますので、教えていただきたいというふうに思ひます。

御希望申し上げて、私の質問を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

16番谷口良隆君。

**○16番（谷口良隆君）**

ちょっと考え方についてお尋ねをいたしておきたいと思ひまして、立ちました。

7ページを見ますと、すべてプラス要因の補正というのは、国からの交付に関するものばかりです。それから、繰り入れる予定やったものが、結果としてその必要がなかったということで、財政貢献を各交付税はしておるという姿になっておると思ひます。一言で言えば、おおむね1億円近くの利ざやというですか、そういう結果になったという報告だろうと、そういう気がいたしておりますが、この各譲与税、あるいはもろもろの交付税、交付金等々が、大体当初から想定をされておった範囲ぐらいの補正になったのかどうか。あるいは想定を超えるものも一部あるならば、そこら辺の状況について御説明をいただきたいと思ひます。

**○議長（小池幸照君）**

藤田財政課長。

**○財政課長（藤田洋一郎君）**

谷口議員の御質問にお答えいたしたいと思ひます。

7ページの部分で御説明をいたしたいと思ひます。

7ページをごらんいただきますと、今、議員申されたように、ほとんどの部分がプラスという形で、繰入金マイナスという形になっております。この中で、私どもが想定以上に来たものはどれかという御質問だったと思ひます。

御説明いたしますと、まず6番目の地方消費税交付金でございします。これにつきましては、3月補正で予算的には270,000千円から30,000千円の補正をさせていただいております。ほぼそれ並みかなと考えておりましたところ、約30,000千円程度たくさん来ております。

それから、地方交付税で、これは特別交付税で14,000千円増額いたしておりますが、これにつきましては、国の申しておりました交付基準あたりに照らし合わせますと、これは逆に物すごくプラスになっている。私どもとしては、あとこれから約50,000千円の減ぐらいを想定いたしておったところが、逆に14,000千円の増ですので、60,000千円ぐらい見込みとしてはふえてきているというようなところでございします。

以上、この二つが私どもが想定した部分からは大きくプラスに転じているということでご

ざいます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

質疑の趣旨は、予算編成期に入るところに、来年の1月から3月の年度末までの残予算の執行凍結というようなことをされた経緯もあるわけなんですけど、要するに、その執行を緊縮型にされておるという中で、その予算の収入の見込みを少な目、少な目に見るということになれば、予算はやっぱり緊縮型に当初予算編成しますですね。住民サービスの低下を、こうした財政環境のもとで市民には一部辛抱してもらおうと、そういう状況が続いておるわけなんですけど、意図的にこれが収入見積もりを少な目に見られておったのではないかという趣旨で、今お尋ねをいたしたわけなんですけど、地方交付税も当初の想定よりも60,000千円ぐらい多かったと。それから、地方消費税交付金も30,000千円程度多目の交付になっておったということで、おおむね想定できる状況の範疇外に国が交付をしてくれたという結果になったということで、過剰に緊縮——要するに収入を少なく見積もっておったという意図が働いておったのではないということが、ちょっと今確認できましたので、了としたいというふうに思いますが、また予算の編成段階で同じような議論が出てくるとは思いますけど、考え方として、歳入はきつく見ておくというのが常識でしょうけど、できるだけこうした1億円近くものプラス要因の補正を最終的にはすることができたということが、毎年繰り返されるようなことがない方がいいと思うんですね。そういった点での市長の感想をひとつ述べていただければと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

翌年度の予算編成をする場合に、ただいま議員申されましたように、歳入は、ややタイトな見方をやっぱりどうしてもせざるを得ません。歳出というのは、各課から要求が上がってきまして、そして財政当局と議論をしながら、その金額についてはいろんな精査をします。そして、どっちかという、財政課の方はこんなに高くならんやろうもんと。担当の方が、いや、こんくらいかかりますよと、こういうことをやるわけですね。そういう議論の中から結論を出して、歳出は幾らと。こういうことで、その歳出の積算をして120何億円、歳入も120何億円、こういうことをやるわけではありますが、御指摘のように、やや歳出というのを、やっぱり歳出の方からいうと固目に。それから歳入の方は、入ってくる側からいけば固目にといいいますか、少な目といいいますか、そういうせざるを得ないということは、これはもう否めない事実であります。

そういう中で、できるだけこの誤差を少なくするというのが一番いいわけですが、毎年度

やっている中で、今までの例で言いますと、恐らく 120億円、あるいは 130億円の中で、その誤差率と申しますか、2%以内ぐらいにおさまっているんじゃないかなと思います。特に、昨年ぐらいからこれからの数年間は、できるだけ財調等の基金を食いつぶさないように、財政基盤強化計画を今策定しておりますが、この財調、並びに各種基金を全部食ってしまわないうちに財政基盤強化計画の実現を見ると、この競争になっているわけですね。したがって、来年度の予算につきましても、そういう傾向で予算編成せざるを得ないということになっていくと思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

終わりに要望を申し上げておきたいと思いますが、予算が年度末になって、その執行凍結をされることによって、地域、地元で期待しておったものが、要するに事業が翌年に回るといようなことも、憂き目に遭ってきておるわけなんですね。結果として、この数字だけを見れば、できたんじゃないかというような答えがそういう現場では返ってくると思うんです。

そういった点で、説明が今されましたので、私としては、ただいまの財政課長のそういう経過の説明を受けて、了といたしますけど、できるだけ、この歳入見積もりというのも辛く見積もればいいということではなくて、やっぱり正確な情報の把握のもとに見積もりを今後もしていただくようお願いを申し上げたいと思います。

終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第26号 専決処分事項の承認について（平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第5号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第26号は提案のとおり承認されました。

暫時休憩をいたします。

午前11時7分 休憩

午後1時14分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第6 常任委員の選任

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6．常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、各委員会条例第8条第1項の規定により、伊東茂君、水頭喜弘君、山口瑞枝君、橋川宏彰君、北原慎也君、谷口良隆君、谷川清太君、以上7名を総務委員に、福井正君、橋爪敏君、森田峰敏君、井手常道君、吉田正明君、松尾征子君、中西裕司君、以上7名を文教厚生委員に、徳村博紀君、中村雄一郎君、寺山富子君、岩吉泰彦君、青木幸平君、中村清君、中島邦保君、小池幸照、以上8名を産業建設委員にそれぞれ指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名をいたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

暫時休憩をいたします。

しばらくお待ちください。ただいまから各常任委員会の開催をお願いいたします。総務委員会は第1委員会室、文教厚生委員会は第2委員会室、産業建設委員会は図書室で行い、年長の議員がそれぞれ主宰してください。よろしくお願いいたします。

午後1時15分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、まず報告をいたします。各常任委員会の委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務委員長山口瑞枝君、副委員長水頭喜弘君。文教厚生委員長森田峰敏君、副委員長橋爪敏君。産業建設委員長中村雄一郎君、副委員長寺山富子君、以上のとおり決定をいたしました。

#### 日程第7 議会運営委員の選任

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7．議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中村雄一郎君、

橋川宏彰君、森田峰敏君、北原慎也君、井手常道君、中村清君、中島邦保君、以上7名を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名をいたしました7名の諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

暫時休憩をします。

しばらくお待ちください。ただいまから議会運営委員会の開催を第1委員会室でお願いしたいと思います。

午後2時7分 休憩

午後3時14分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、まず報告をいたします。議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長橋川宏彰君、副委員長北原慎也君、以上のとおり決定をいたしました。

お諮りいたします。鹿島市議会会議規則第99条の規定により、お手元に配付のとおり議会運営委員長から議長あてに閉会中継続調査申出書が提出されております。

---

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続して調査を要するものと決定したので、鹿島市議会会議規則第99条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

会期等に関する調査の件

2. 理 由

今後なお検討を要するため

3. 期 限

平成19年4月29日

平成17年5月9日

鹿島市議会運営委員会

委員長 中 村 雄 一 郎

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議なしと認めます。よって、閉会中継続調査申出を日程に追加し、議題とすることに決しました。

#### 日程第 8 閉会中継続調査申出

○議長（小池幸照君）

日程第 8．閉会中継続調査申出の審議に入ります。

議運委員長から申し出の件を閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員長から申し出の調査中の件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもちまして今期臨時会に付議されました案件は終了いたしました。

よって、今期臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 3 時 16 分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長

小 池 幸 照

会議録署名議員

11 番

寺 山 富 子

同

上

12 番

岩 吉 泰 彦

同

上

13 番

井 手 常 道